

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	6 - 3
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	18 - 1		
許認可等	一般疾病医療費の支給				

(根拠規定)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)

(一般疾病医療費の支給)

第十八条 厚生労働大臣は、被爆者が、負傷又は疾病(第十条第一項に規定する医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾患、先天性疾患及び厚生労働大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第十条第二項各号に掲げる医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の者からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として、一般疾病医療費を支給することができる。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号) 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号) 国民健康保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百五十二号)(以下この条において「社会保険各法」という。) 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号) 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号) 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号) 船員法(昭和二十二年法律第百号)若しくは日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。)の限度において支給するものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の医療に要した費用の額の算定について準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生労働大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があったときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があったものとみなす。

5 社会保険各法の規定による被保険者又は組合員である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、当該社会保険各法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、当該社会保険各法の規定にかかわらず、当該医療に関し厚生労働大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

(一般疾病医療費の支給の制限)

第二十二条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

第二十三条 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によって負傷し、又は疾病にかかったときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかかったとき、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかったときも、同様とする。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)

(都道府県等が処理する事務)

第二十二条 法第五十一条の規定により、法第十七条第一項及び第三項(法第二十一条において準用する場合を含む。)並びに第十八条第一項に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととし、

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	6 - 3
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	18 - 1		
許認可等	一般疾病医療費の支給(2)				

法第三十三条第三項に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事並びに広島市長及び長崎市長(以下この項において「都道府県知事等」という。)が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事等に関する規定として都道府県知事等に適用があるものとする。

2 法第十七条第三項(法第二十一条において準用する場合を含む。)に規定する権限に属する事務は、前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣も行うことができる。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)

(一般疾病医療費の支給の申請)

第二十六条 法第十八条第一項に規定する一般疾病医療費の支給を受けようとする被爆者は、医療を受けた後、速やかに、一般疾病医療費支給申請書(様式第八号)を、その者の居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該医療に要した費用の額を証する書類及び当該医療の内容を記載した書類を添えなければならない。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項に規定する厚生大臣の定める負傷又は疾病(平成7年6月23日厚生省令告示第126号)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第18条第1項の規定に基づき、同項に規定する厚生大臣の定める負傷又は疾病を次のように定め、平成7年7月1日から適用し、昭和35年8月厚生省告示第230号(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第14条第1項に規定する厚生大臣の定める負傷又は疾病)は、平成7年6月30日限り廃止する。

- 一 原子爆弾の放射能を浴びたとき以前にかかった精神病
- 二 齲歯のうち第一度齲蝕(C<sub>1</sub>)及び第二度齲蝕(C<sub>2</sub>)のもの

(許認可等の基準)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく許認可等の事務処理基準の設定について(平成17年4月1日付け17健第349号保健福祉部長通知)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分基準は別添のとおりとする。

なお、本通知において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を「法」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)を「政令」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)を「省令」と、それぞれ省略する。また、法第1条に掲げる各号の1に該当する者であって被爆者健康手帳の交付を受けた者を「被爆者」、法第12条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「指定医療機関」、法第19条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「被爆者一般疾病医療機関」と、それぞれ省略する。

一般疾病医療費の支給について(法第18条第1項、政令第22条第1項)

1 法第18条第1項及び政令第22条第1項の規定による一般疾病医療費の支給は、生活保護法(昭和25年法律第144号)を除く他の一切の法令による医療に関する給付の諸制度を前提とし、これを補充する建前をとっていることにかんがみ、他の法令の規定による医療に関する給付がなされうる場合には、その活用を図ること。

2 被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関から医療を受け、又は、緊急その他やむを得ない理由により被爆者健康手帳を提出しないで被爆者一般疾病医療機関から医療を

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	6 - 3
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	18 - 1	
許認可等	一般疾病医療費の支給(3)			
<p>受け、現物給付的な取扱いができなかった場合には、省令26条第1項の規定により、居住地の都道府県知事に一般疾病医療費の支給を申請すること。なお、この場合において、省令第26条第2項に規定する添付書類については、医療に要した費用の額を証する書類としては当該医療に関する医師の領収書とし、医療の内容を記載した書類としては必要な事項を記載した診療の内訳明細書とすること。</p>				